

大口町告示第144号

大口町公共下水道排水区域外の汚水の流入に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年12月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町公共下水道排水区域外の汚水の流入に関する取扱要綱の一部  
を改正する要綱

大口町公共下水道排水区域外の汚水の流入に関する取扱要綱（平成6年大口町告示第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。